

## 令和7年度第3回食品表示セミナー 質疑応答

### 【質問】

キャリーオーバーについて、キャリーオーバーに該当するかしないかの判断は科学的根拠に基づいて行うとのことであったが、その判断自体は、食品等関連事業者が行うと理解して良いか。

### 【回答】

- ・製品の食品表示責任者が行うことになる。分からない部分があれば、管轄の保健所等へ相談してほしい。
- ・時折、協会への質問で、自社製品の表示が正しいかどうか確認してほしいと要望を受けることがあるが、すべてお断りしている。例えば、添加物の書き方や定義等、具体的な法令について質問があれば、その条文や書き方の事例を紹介することはできるが、最終的には、表示責任者の方が内容を理解し、判断して記載いただくのが基本的な対応である。

### 【質問】

食品添加物の表示方法について、原材料名と添加物を記号で区分して表示する場合、多くの場合「/ (スラッシュ)」を用いた記載方法だが、記載スペースや記載上の都合で、一番記載しやすいものとして「/ (スラッシュ)」を使用しているのか。

### 【回答】

- ・おそらくそのように思われる。以前は、原材料名記載欄に全ての原材料の内容を句点で区分して記載していた。そのため、句点部分を「/ (スラッシュ)」に変更する方法が最も小さな変更で対応できるため、多く使用されているのではないかと。
- ・製品によっては、記載する順番が前後し段組みが変更となる場合や、添加物の表示スペースを設けるために表示全体のレイアウトを変更しなければならない場合がある。そのため、「/ (スラッシュ)」の形式が使用されているのではないかと。

### 【質問】

キャリーオーバーについて、小規模事業者から、加工食品を原材料に使用した場合にキャリーオーバーになっているかが分からないため、自社製品の添加物には、加工食品の原材料に記載されている添加物を含めたすべての添加物を記載していると言われることがある。最終製品に影響が出ているか出ていないか分からないので、添加物としてすべて記載するという方法に問題は

ないか。

**【回答】**

- ・最終的には行政判断になるため、管轄の保健所に相談していただきたい。
- ・その前に、食品関連事業者の責務として、正しく理解して食品を製造しなければならないので、添加物が使われている副原料を使って最終製品を作る場合にどういった影響があるのかは、事業者十分に理解していただきたい。
- ・副原料に表示されている添加物を全て記載するかどうかも含め、食品関連事業者は、食品表示基準をよく理解した上で表示を行う必要がある。

以上